

危険物製造所等譲渡引渡届出書

● 以下のような場合に提出をしてください。

・ **危険物施設を譲渡、引渡した場合。**

譲渡とは、贈与、売買等債権契約により所有権を移転することをいう。

引渡とは、競売、競落、賃貸借、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、物の事実上の占有権が移転することをいう。

【注意】会社名称が変更する場合、会社が合併する場合等、譲渡の発生する場合は譲渡引渡届になるので、詳しくは、予防課危険物係へ問い合わせください。

● 添付書類

・ 譲渡又は引渡の登記の写し若しくは譲渡人又は引渡人の発行した証明書（当事者の連名によるもの）（譲渡証明書、登記簿謄本の写し等）

● 届出時期

譲渡引渡を行ったとき遅滞なく

問い合わせ先

高崎市等広域消防局 予防課 危険物係

電話 027-324-2214 （土・日・祝日を除く、9時から17時）